



貸借対照表に関する注記

- 1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2.有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行なっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 3.有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建物 15年～40年 その他 2年～40年
- 4.所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 5.貸倒引当金は、予め定められている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の評価額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額した債権はございません。
- 6.退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- (1)制度全体の積立状況に関する事項(平成30年3月31日現在)
- | | |
|--------------------------------|--------------|
| ①年金資産の額 | 1,669,710百万円 |
| ②年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,806,457百万円 |
| ③差引額(①-②) | △136,747百万円 |
- (2)制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成30年3月分) 0.0799%
- (3)補足説明
- 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高197,854百万円及び別途積立金61,107百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金13百万円を費用処理しています。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記(2)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 7.役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 8.睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 9.偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 10.消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 11.理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 1,262百万円
- 12.理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 1百万円
- 13.子会社等の株式又は出資金の総額 10百万円
- 14.子会社等に対する金銭債権総額 1百万円
- 15.子会社等に対する金銭債務総額 12百万円
- 16.有形固定資産の減価償却累計額 1,046百万円
- 17.有形固定資産の圧縮記帳額 3百万円
- 18.貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 19.貸出金のうち、破綻先債権額は31百万円、延滞債権額は1,007百万円であり、なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイから

- ホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 20.貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。なお、3ヵ月以上延滞債権額とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 21.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は23百万円であり、なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 22.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,062百万円であり、なお、19.から22.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 23.手形割引は業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、241百万円であり、
- 24.担保に供している資産は次の通りであります。
- | | | |
|-------------|------|----------|
| 担保に供している資産 | 有価証券 | 1,000百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | 預金 | 102百万円 |
- 上記のほか、信金中央金庫が替決済の担保として預け金5,000百万円を差入れております。また、その他の資産には、保証金は1百万円、敷金は2百万円及び地方公共団体への現金担保は21百万円が含まれております。
- 25.出資1口当たりの純資産額 8,100円89銭
- 26.金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2)金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3)金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理
- 当金庫は、信用リスク管理要領及び審査管理手続要領に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に経営陣による本部役員会や理事会を開催し、審議・報告を行っています。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。
- ②市場リスクの管理
- 資産(貸出金、有価証券など)・負債(預金など)双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動がもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」などの市場リスク、および期間のミスマッチなどによる流動性リスクなどに対応するため、当金庫ではALM(資産負債総合管理)委員会において、経済や市場金利の動向を勘案しつつ、運用・調達の方針を策定しています。市場リスクに係る定量的情報
- 当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「譲渡性預金」であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっては定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を(固定金利群と変動金利群に分けて、)それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、当事業年度末において、情報バラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、経済価値は、2,355百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- ③資金調達に係る流動性リスク管理
- 当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管

理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあり得ます。

27. 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については、(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。
 また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	32,295	32,374	79
(2) 有価証券	33,767	34,443	676
満期保有目的の債券	6,218	6,895	676
その他有価証券	27,548	27,548	—
(3) 貸出金	63,585		
貸倒引当金(*1)	△526		
	63,058	63,449	390
金 融 資 産 計	129,120	130,267	1,146

(単位:百万円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預金積金	122,133	122,430	296
(2) 譲渡性預金	3,690	3,690	0
金 融 負 債 計	125,823	126,120	297

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)	
区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	10
非 上 場 株 式(*1)	3
合 計	13

(*1) 子会社株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	21,345	8,050	2,600	300
有価証券	2,556	10,351	11,683	8,632
満期保有目的の債券	349	1,001	300	4,567
その他有価証券のうち満期が未経過のもの	2,206	9,350	11,383	4,065
貸出金(*)	11,206	16,947	13,763	18,737
合 計	35,108	35,349	28,047	27,670

(*1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 金 積 金(*1)	90,886	31,218	—	11
譲 渡 性 預 金	3,690	—	—	—
合 計	94,576	31,218	—	11

(*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

これには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。

以下、29まで同様であります。

満期保有目的の債券

時価が貸借対照表計上額を超えるもの

(単位:百万円)			
種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	3,069	3,545	475
地 方 債	349	352	2
短 期 社 債	—	—	—
社 債	200	202	2
そ の 他	2,400	2,597	197
小 計	6,018	6,696	677

時価が貸借対照表計上額を超えないもの

(単位:百万円)			
種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	200	199	△0
小 計	200	199	△0
合 計	6,218	6,895	676

その他有価証券

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの

(単位:百万円)			
種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	108	105	2
債 券	18,141	17,622	519
国 債	2,456	2,265	191
地 方 債	9,486	9,271	215
短 期 社 債	—	—	—
社 債	6,198	6,086	112
そ の 他	4,351	4,133	217
小 計	22,601	21,862	739

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの

(単位:百万円)			
種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	—	—	—
債 券	278	279	△0
国 債	—	—	—
地 方 債	278	279	△0
短 期 社 債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	4,668	4,970	△302
小 計	4,946	5,249	△302
合 計	27,548	27,111	436

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)			
種 類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	—	—	—
債 券	2,140	99	—
国 債	2,140	99	—
地 方 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	983	142	—
合 計	3,123	241	—

30. 当貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付することを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行高は12,428百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が3,251百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	115百万円
その他有価証券評価差額金	23百万円
その他	38百万円
繰延税金資産小計	177百万円
評価性引当額	△2百万円
繰延税金資産合計	174百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	143百万円
その他	49百万円
繰延税金負債合計	193百万円
繰延税金資産(負債)の純額	(18百万円)